



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 4 7 号 令和 7 年 7 月 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 6 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 6 3	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
3 6 4	指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した件	同
3 6 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 6 6	歳入の指定納付受託者を指定した件	建設管理課
3 6 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 6 8	道路の供用を開始する件	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	

【労働委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を認定した件	

【労働委員会告示】

番号	表	題	担当課名
6	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県企業局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件		

徳島県告示第三百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社かもな	徳島市名東町一丁目二〇三 一	ヘルパーステーション リコリタ	徳島市名東町一丁目二〇三 一	訪問介護	令和七年七月一日
株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目五番 三六号	フロンティア 徳島営業所	板野郡北島町高房字勝瑞境三 一	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同

徳島県告示第三百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目五番三六号	フロンティア 徳島営業所	板野郡北島町高房字勝瑞境三	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和七年七月一日

徳島県告示第三百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社一華	指定居宅サービス事業者	名称	ヘルパーステーション一華	サービスの種類	訪問介護	停止の内容	指定の全部の効力の停止	停止の期間	令和七年六月三十日から同年九月二十九日まで
徳島市東吉野町二丁目二九四 コーポクリ エイト一〇一号	指定居宅サービス事業を行う事業所	所在地	徳島市東吉野町二丁目二九四 コーポクリ エイト一〇一号						

徳島県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月八日から同年十一月八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 クスリのアオキ徳島北島店
 所在地 板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二番地	青木 宏憲

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和八年二月十四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、二四五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要						
	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		管施設
施設の配置に関する事項	位置	収容台数	位置	位置	面積	位置	
施設の運営方法に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五二台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	二〇台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	三二・八二平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり
施設に関する事項	縦覧に供する添付書類に示すとおり	八・四	立方メートル	午後九時	午後十二時	午後八時三十分から翌日の午前零時三十分	来客が駐車場を利用することが

	できる時間帯		分まで
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数 位置	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり		二箇所 午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年六月十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年七月八日から同年十一月八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年七月八日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
社 ウエルネット株式会	四 北海道札幌市中央区大通東十丁目一 番	令和七年五月二十九日

徳島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

272	整理 番号	路線名		区 間		新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
上名西字								
同		三好市山城町上名字ラソ ゴエ向七一四番一地先		新	旧	六・五〇～二二・三	六・〇〇～六・二	一五・〇

徳島県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月八日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

272	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
	上名西字	三好市山城町上名字ヲソゴヤ 向七一四番一地先		一五・〇	令和七年七月八日

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める。

第七条第四項第五号中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に、「なつた」を「なつた」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十五条を次のとおり改める。

（第十六条の二第二項の人事委員会規則で定める期間）

第十五条 条例第十六条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七 四）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条第三号イ」を「第二条第四号イ」に改める。

第十条の二中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

第十一条第一項中「の請求」を「の請求、育児休業法第十七条第二項の規定による申出及び同条第三項の規定による変更」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第三項を削る。

「育児休業」「育児休業」 「部分休業の期間等」
様式第二号中 育児短時間勤務 を 育児短時間勤務 に改め、
年 月 日から 年 月 日
時 分 から 時 分 まで、
時 分 から 時 分 まで、
、し印」を「、し印」に改める。

様式第五号を次のとおり改める。

様式第5号(第11条関係)
その1

部分休業簿

申出対象期間	年度
所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日		
			年	月	日
2 申出	申出月日	申出の内容 (又はを記入)	申出の内容(変更後の内容も共通) 1日につき2時間を超えない範囲内 1年につき条例で定める時間を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (又はを記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	所属長 決裁
	月 日				
3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (又はを記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	所属長 決裁
	月 日				
4 備考					

注

- 1 請求に係る子が複数名いる場合は、二人目以降の子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を「4 備考」欄に記入すること。
- 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 3 第1号部分休業の承認の請求の場合はその2、第2号部分休業の承認の請求の場合はその4を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨をその3に記入すること。

その2

年度

整理 番号	第1号部分休業の承認の請求をする期間			請求年月	請求者 の確認	承認の 可否	決 裁		備 考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間				所 属 長		
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					
	月 日 ~ 月 日		時 分 ~ 時 分	月 日					

注

- 1 印の欄は職員が記入又は確認すること。
- 2 部分休業が必要な期間について、あらかじめ包括的に請求すること。

その3

年度

整理 番号	第1号部分休業の承認の取消しの期間		請求者 の確認	決 裁		備 考
	月 日	時 間		所 属 長		
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				
	月 日 ~ 月 日	時 分 ~ 時 分				

注 印の欄は職員が記入又は確認すること。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

徳島県労働委員会告示第五号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和七年六月二十六日認定したので、次のとおり告示し、令和六年徳島県労働委員会告示第三号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和七年七月八日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、課長、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 四 総務課の政策調整を担当する係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者 五 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者
徳島中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長補佐（労務を担当する者のうち担当リーダーである課長補佐に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳島好病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合にあつては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳島立病院	<ul style="list-style-type: none"> 一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者

徳島県労働委員会告示第六号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和七年六月二十六日認定したので、次のとおり告示し、令和三年徳島県労働委員会告示第二号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県企業局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和七年七月八日

徳島県労働委員会会長

豊

永

寛

二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	<ul style="list-style-type: none"> 一 企業局長の職にある者 二 副局長、次長、課長、室長及び副課長の職にある者 三 経営企画課の総務を担当する課長補佐及び係長の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの 四 経営企画課の人事、給与及び労務を担当する主任、主任主事及び主事の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの
総合管理推進センター	所長、次長及び課長の職にある者